

豊岡市規則第16号

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(平成25年豊岡市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請等)

第2条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、建築物許可申請書(様式第1号)の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書面を添えて、市長に提出するものとする。

付近見取図

配置図

各階平面図

床面積求積図

2面以上の立面図

断面図

許可を必要とする理由書

工場(危険物)調書(様式第2号)

その他市長が必要と認めるもの

2 条例第8条において準用する条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、工作物許可申請書(様式第3号)の正本及び副本にそれぞれ前項第1号、第2号及び第7号から第9号まで並びに次の各号に掲げる書面を添えて、市長に提出するものとする。

平面図

側面図

縦断面図

横断面図

(特例許可の通知等)

第3条 市長は、前条各項に規定する許可申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、許可するときは建築物(工作物)許可通知書(様式第4号)に、許可しないときは建築物(工作物)不許可通知書(様式第5号)に、許可申請書の副本及びその添付書面を添えて、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

建築物許可申請書

(第1面)

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第7条第1項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

豊岡市長 様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

受付欄	都市計画審議会欄	決裁欄	許可番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

申請者等の概要

【1.申請者】

【(1)氏名のフリガナ】

【(2)氏名】

【(3)郵便番号】

【(4)住所】

【(5)電話番号】

【2.代理人】

【(1)資格】 ()建築士 ()登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【3.設計者】

(代表となる設計者)

【(1)資格】 ()建築士 ()登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

建築物別概要

【1.番号】					
【2.工事種別】	新築	増築	改築	移転	用途変更
【3.構造】	造	一部		造	
【4.高さ】					
【(1)最高の高さ】					
【(2)最高の軒の高さ】					
【5.階別用途別床面積】					
【(1)階別用途別】					
	(具体的な用途の名称)	(申請部分	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【(2)用途別】					
	(具体的な用途の名称)	(申請部分	(申請以外の部分)	(合計)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【6.その他必要な事項】					
【7.備考】					

様式第2号(第2条関係)

工場(危険物)調書

所在地								地域名		
工場名								工場主氏名		
業種(該当業種を で囲むこと。)		金属 機械 化学 電気ガス 土石窯業 紡績 木工製材 製本印刷 食品 その他						生産品目		
作業及び設備の概要(記入しきれないときは、別紙に記入すること。)										
本申請による作業及び設備の概要(記入しきれないときは、別紙に記入すること。)										
区分		基準時 (年月日)		現 在		増 減		合 計		増 加 率
敷地面積		m ²		m ²		m ²		m ²		%
建築面積		m ²		m ²		m ²		m ²		%
階 数		階		階		階		階		
延べ面積		m ²		m ²		m ²		m ²		%
内 訳	作業場	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	事務所	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	倉庫	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	厚生施設	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	自動車庫	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	危険物貯蔵所	m ²		m ²		m ²		m ²		%
	その他	m ²		m ²		m ²		m ²		%
原動機出力		KW		KW		KW		KW		%
使用機械の台数		台		台		台		台		
危険物の貯蔵量										%
機械名又は危険物の種類										
常時貯蔵する危険物					製造又は他の事業を含む工業において処理する危険物					
品名		最大数量			品名		最大停滞量			
許 容 限 度	建築(築造)面積	延べ面積		不適合部分床面積		原動機出力合計		機械台数	貯蔵量	
	m ²	m ²		m ²		KW		台		

備考

- この様式は、当該申請に係る建築物等が工場又は危険物の貯蔵及び処理の用途に供するものである場合に提出してください。
- 印欄は、記入しないでください。

様式第3号(第2条関係)

工作物許可申請書

(第1面)

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条において準用する同条例第7条第1項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

豊岡市長 様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

受付欄	都市計画審議会欄	決裁欄	許可番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

【1.申請者】

【(1)氏名のフリガナ】

【(2)氏名】

【(3)郵便番号】

【(4)住所】

【(5)電話番号】

【2.代理者】

【(1)資格】 ()建築士 ()登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【3.設計者】

【(1)資格】 ()建築士 ()登録第 号

【(2)氏名】

【(3)建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【(4)郵便番号】

【(5)所在地】

【(6)電話番号】

【4.敷地の位置】

【(1)地名地番】

【(2)その他の区域又は地区】

【5.工作物の概要】

【(1)用途】

【(2)高さ】

【(3)工事種別】 新築 増築 改築 その他()

【(4)築造面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)

()()()

【(5)工作物の数】 ()()()

【(6)その他必要な事項】

【6.工事着手予定年月日】 年 月 日

【7.工事完了予定年月日】 年 月 日

【8.備考】

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

豊岡市長 印

建築物(工作物)許可通知書

下記による許可申請書及び書面に記載の計画について、豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第7条(第8条において準用する場合を含む。)の規定により下記条件を付して許可しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所又は築造場所
- 3 建築物又は工作物の概要
- 4 許可条件

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第 号
年 月 日

様

豊岡市長 印

建築物(工作物)不許可通知書

別添の許可申請書及び書面に記載の計画については、下記の理由により豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第7条(第8条において準用する場合を含む。)の規定により許可をしないこととしましたので通知します。

記

(理由)

(備考)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として(訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以

内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。